



県章

# 山形県公報

令和6年8月27日(火)  
第532号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(地域福祉推進課) ……899

### 公 告

○都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) ……902

○特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) ……同

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第63号

#### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和39年4月県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第22条の3の見出しを「(進学・就職準備給付金申請書)」に改め、同条中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第22条の4の見出しを「(進学・就職準備給付金決定通知書等)」に改め、同条中「進学準備給付金を」「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金不支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金不支給決定通知書」に改める。

別記様式第19号中「つきましては」を「あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから」に改める。

別記様式第57号を次のように改める。

様式第57号

年 月 日

総合支庁長 殿

申請者 住所又は居所  
氏名  
個人番号

就労自立給付金申請書

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)

- 4 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください。）

利用する      利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。  
別記様式第58号の2中「（特定教育訓練施設に進学する者）」を「（進学する者又は就職する者）」に、

「住所又は居所      「住所又は居所  
氏名      」を 氏名      に、「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に、「進学  
個人番号      」  
準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「特定教育訓練施設に進学する者の生年月日」を「申請者の生  
年月日」に、「3 進学先」を「3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）」に、「特定教育訓練施設の名称」  
を「名称」に、「進学後の」を「進学・就職後の」に、「特定教育訓練施設進学前」を「進学・就職前」に、

「5 添付書類

(1) 入学手続きに着手していることが確認できる次のいずれかの書類

イ 入学金を納付したことを証明する書類の写し

ロ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し

ハ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し

(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ (1)から(3)までに掲げる書類を申請時に準備できない場合は、進学する特定教育訓練施設の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付し、後日、特定教育訓練施設に入学する日までにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先（特定教育訓練施設に進学する者の口座に限ります。）

「5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

[Empty box for reasoning]

6 添付書類

(1) 進学の場合

イ 入学手続きに着手していることが確認できる次のいずれかの書類

(イ) 入学金を納付したことを証明する書類の写し

(ロ) 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し

(ハ) 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し

ロ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

ハ その他支給決定に当たり必要な書類

※ イからハまでに掲げる書類を申請時に準備できない場合は、進学する大学等の合格通知書、賃貸借契約時の見積書等の写しを添付し、後日、大学等に入学する日までにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

イ 就職する見込みであることが確認できる次のいずれかの書類

(イ) 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等

(ロ) 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し

(ハ) その他確実に就職先に就職することを証する書類

ロ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座  利用する  利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、下記の記載は不要です。

改める。

別記様式第58号の3中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金は」を「進学・就職準備給付金は」に、「既に給与を受けた進学準備給付金の」を「国税や地方税の滞納処分による」に改める。

別記様式第58号の4中「進学準備給付金不支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金不支給決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に改める。

別記様式第59号中「年齢 歳」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の別記様式第19号、別記様式第57号、別記様式第58号の2から別記様式第58号の4まで及び別記様式第

59号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号ソ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和6年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 令和6年9月12日（木）午前10時
- 2 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号  
村山総合支庁2階203号会議室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
山形広域都市計画道路の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに山形市まちづくり政策部まちづくり政策課に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は村山総合支庁建設部都市計画課に令和6年9月6日（金）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年8月27日

山形県立中央病院長 鈴 木 克 典

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
心臓カテーテル用検査装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地  
電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 令和6年8月1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社エムシーアイ 天童市乱川三丁目7番57号
- 5 落札金額 54,153,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年6月21日